

令和3年2月12日

富士宮市清掃センター所長

廃棄物を清掃センター
に持ち込む事業者の皆様へ

事業系一般廃棄物処理手数料の改定について
(お知らせ)

- 1 改定時期 令和3年4月1日
- 2 事業系一般廃棄物処理手数料 (消費税等を含む)
(現行)

一回の搬入量10kgごとに123円



(改定) 一回の搬入量10kgごとに150円

※ 清掃センター及び最終処分場の施設延命化のため、
ごみの減量やリサイクルの推進などにご協力をお願い
します。

お問い合わせ 清掃センター

電話番号 58-2667